

# 教師教育における新しい職能開発の課題

－ 教育・研究倫理の教育と文化 －

## A New Subject of Professional Development in Teacher Education

－ Education and Culture of Educational Research Ethics －

次世代教育学部学級経営学科

佐々木保行

SASAKI, Yasuyuki

Department of Classroom Management

Faculty of Education for Future Generations

**キーワード**：教師教育、職能開発、教育・研究倫理、現職教育、大学教育

**Abstract** : At the end of the Cold War in the 1990s, major industrialized nations introduced new education reforms aimed at promoting the concept of citizenship. This concept is based on social equality and fairness in modern civil society.

Japan like many other developed countries faces a turning point with its education reforms. Therefore, it is necessary for universities to evaluate teachers' capabilities and qualities in relation to ethics of educational research. The reason is that teachers are required to fulfill communal responsibilities both in education and research as members of a professional group.

Most of universities and research institutions have a research ethical code and strict rules for preventing research misconduct. The Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (Monbu-kagaku-sho), the Science Council of Japan (Nihon-gakujutsu-kaigi), and other government agencies have published research ethical codes, reform measures, guidelines, and made several declarations in order to prevent wrongdoing. However, misconduct in research activity still remains a problem in many nations. The best way for researchers to acquire academic integrity is through educational training in research ethics.

The same thing can be said of teachers of elementary, junior, and senior high schools. The next stage, then, is to apply the issue mentioned above to teacher education or in-service training, and to design a new university educational curriculum for school teachers.

**Keywords** : Teacher Education, Professional Development, Educational Research Ethics, In-service Education [ Training ], University Education

### 1. 東西冷戦構造崩壊後の現代社会構造の変容

時間的、物理的制約を超え、人間の諸活動が世界的規模で展開されるようになった1980年代、さらにベルリンの壁の崩壊に代表される東西の冷戦構造崩壊後の1990年代、世界の主要先進国はそれまでの工業化社会からポスト工業化社会の移行期の時代へと変容していった。経済学者の佐和隆光（2006）は、20世紀の最後の10年を「ポスト工業化社会の黎明期」と呼んだ。一方、1990年代を「失われた10年」といわれるように、平成不況に直面し多くのものを失った日本経済を再興させるためには、「教育の改革なくしては、ポスト工業化社

会への着地はむずかしい」（佐和、2006）とする警鐘が鳴らされた。

他方、ポスト工業化社会への移行に伴う知識基盤型社会の到来を迎えた欧米先進諸国では、教育改革への取組みの中で「シティズンシップの教育」が重要な課題として注目されてきた（小玉、2003）。その背景には多文化共生の時代であるグローバル化社会の到来、持続的発展社会の構築へ向けた地球環境の維持、異質性受容社会の構築へ向けた宗教的・民族的協調の形成、さらには公共的モラルの確立等、の世界的潮流が大きくなるとなって押し寄せてきた。

これらの諸現象は民主主義社会の存立と根幹に関わる基本的課題であり、知識基盤型社会の構築へ向けて

の教育改革，なかでも「シティズンシップの教育」を通じた社会構築の動きが顕在化してきた。いわば教育改革の中核をなすキー・コンセプトとしてクローズ・アップされたのが、「シティズンシップ」である。ではこの「シティズンシップ」(citizenship)」という概念は、何を指すのであろうか。通常、わが国では「市民性」「市民権」「社会的平等」等多様な訳語として使用されているが、そのもつ思想的意味合いは深く、筆者は「平等と社会的公正さに立脚した共同市民性」と意識し、解釈する(佐々木, 2006)。

社会のグローバル化時代とポスト工業化社会への移行に伴う知識基盤型社会の幕開きの時代を迎えた先進諸国は、こうした社会構造の変化から派生する矛盾や危機等に対応するために打ち出した方策の一つとして取り上げたのが、「シティズンシップの教育」であった(小玉, 2003)。それは新しい社会民主主義社会の構築へ向けた教育システムの確立であり、市民一人ひとりが自らの可能性を切り拓くことのできる活力ある市民本位の社会実現、という発想であった。

1997年に誕生したイギリスのブレア(Blair, T.)政権は、「排除(不平等)」(social exclusion)ではなく、「取り込み(包含)」(social inclusion)による平等な社会の実現こそが、持続的発展する社会や経済の基盤という、イギリス社会学界の泰斗ギデンス(Giddens, A., 1998)等の理論を根底に政権構想を打ち出した。つまりブレア政権の「社会的取り込み(包含)政策」(social inclusion policy)の背後には、「排除」されるもののない「平等」な社会の実現によって、社会や経済の持続的発展を展開する、という指導理念に裏付けられていた(佐和・藤田, 2004)。

ところで学校教育改革の主要な柱の一つとしての「シティズンシップの教育」は、同時に「教師のシティズンシップの教育」という課題もその中に包含されているのである。それは成人や社会全体に蔓延る「排除」の思想からの回復、さらには「社会的公正さ」への追求こそが、民主主義社会の根底であり、持続的発展の社会構築の根源となるからである。そこで教育改革における「シティズンシップの教育」との関連の中で、教師のあり方を総体的に考察することにする。いわば「シティズンシップの教育」の新たな展開へ向けての再考である。

## II. 教師のシティズンシップとしての教育・研究倫理の問題

本稿では教師教育における職能開発(teacher professional development)の課題として、シティズンシップとの関わりの中で教師の教育・研究倫理の問題を取り上げることとする。先ず学校教育機関である幼稚園の教師や保育士に関わる職能開発の問題から検討する。

教師個人の技能、資質、さらには実践的力量を向上させるための諸活動を含む概念としての職能開発は、これまで教師のもつ特性や教授法・教育方法等に力点が置かれていたが、欧米の主要国と異なるとわが国では、学習過程における子どもの意欲や主体性の確立を目指す「生きる力」を、いかに培うかが教師の職能開発の最大の課題となっている。

OECD(経済協力開発機構)は、1998年に加盟諸国の「現職教育と教師の職能開発」(Staying Ahead-In-service Training and Teacher Professional Development)(邦訳は『教師の現職教育と職能開発』, 2001)についての事例比較の報告書を刊行したが、その中で日本の教育制度は教師と生徒の多様性と創造性を欠落させている、と指摘した。一方、「環境を通しての保育」を主眼としているわが国の幼児教育は、幼児の主体性と創造的活動を育む保育に取り組んでいるが、いまよりも一層充実した保育を展開するためには、幼児教育者の職能開発という課題を現職教育のプログラムや教師・保育士養成プログラムの中に、明確に位置付ける必要がある。そのための具体的プログラムの一つとして、「保育者の職能開発―実践・研究活動における保育者の倫理」の問題がある(佐々木, 2005)。

幼児教育者の職能開発の課題としての保育実践及び研究活動における倫理と同様、経済社会のグローバル化、情報化社会、少子高齢化社会、高学歴化社会等の変動の著しい今日、日本の教育改革の転換期に直面している初等・中等教育に携わる教師の資質・能力として、これまでほとんど取り上げられることのなかった、教師のシティズンシップの重要な構成要因である教育・研究倫理の問題に焦点化して考察することにする。

わが国の第二次世界大戦後の教師教育は、幅広い市民的教養をもつ教師の育成という原則の下、大学での教員養成と開放性の教員養成によって行われてきた。しかし今日、社会構造の急激な変化や学校教育が直面する課題の複雑化に対応できる人材の育成という喫緊の課題が浮上してきた。文部科学大臣の諮問機関であ

る中央教育審議会『今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）』（2006）の答申文をはじめ、これまでの種々の教員養成の在り方に関連する答申文や報告書等においても、平等と社会的公正さに関わる教師の教育・研究倫理という視点は、教師の職能開発、つまり求められる教師の資質・能力の開発ならびに実践的力量の向上という教師力の枠組みから、相変わらず欠落したままである。

したがって専門職能集団のメンバーとして社会的責任と自覚の下に、教育・研究活動に従事する教師は、大学人と同様、科学的、学問的誠実性（academic integrity/honesty）という教育・研究倫理の問題と密接に関連する専門職業人である。それ故、教師のシティズンシップの構築の課題として、教育・研究倫理の行動規準あるいは倫理綱領を導入し、大学における教師養成教育、さらには現職教育のプログラムの中で教師論の新たな知の展開を実施する必要がある。しかもこの中で社会的公正さ、誠実性という視座から、教育・研究の倫理を明確化することが重要である。

### Ⅲ. 教育・研究と科学的、学問的誠実性の問題

筆者は専門分野から日本保育学会に所属しているが、日本保育学会倫理問題検討委員会委員として参画し、倫理綱領作成に携わってきた（現在、第二次倫理問題検討委員会が新たに構成され、内規の整備等へ向け委員長職務として携わっている）。約2年近くの審議等を経て、平成19年10月1日をもって倫理綱領の発効を迎えた。この間、またそれ以前から学会開催時のシンポジウムの企画をはじめ、学会誌編集委員として編集企画等での倫理問題の取り上げに関わってきた。日本保育学会は教育系、心理系諸学会とくらべ、倫理綱領の作成では後発であった。4300人を超える規模の組織になると、その学会コミュニティを綱領作成へと始動させることだけでも、かなりの時間とプロセスを要した。しかし研究不正をめぐる社会の眼、さらには日本学術会議や科学者コミュニティからの様々な支援等を背景に、漸く綱領策定への歩みが具体化されることになった。

後述するように大学や学協会、さらには研究機関等は今日、相次いで研究倫理綱領や倫理宣言等の策定を終えているが、綱領の周知や理解、そして実行へ向けた研鑽の機会の確保という点で、大きな課題を抱えている。この問題については、いずれ他の機会提言することにする。

ところでここでは学校教育、とりわけ義務教育や後

期中等教育に携わる教師の教育・研究倫理教育と教師養成教育における教育・研究倫理プログラムを、教育課程の中に位置付けることが重要であることを提言する。そのために教育・研究倫理の中、とりわけ科学的・学問的誠実性の課題を焦点化して、位置付けることから始めねばならない。

では教師の科学的、学問的誠実性とは何か。簡潔に定義すれば以下ようになる。専門的職能集団に属する教師は、専門職業人として子どもの尊厳と基本的人権への敬意を払い、あわせて子どもの最善の利益に配慮し、高い水準の教育的・社会的責任と真摯な科学的考察を伴う自律的行動をいう。

### Ⅳ. わが国の教師の資質・能力をめぐる問題

教師に求められる資質・能力については、かつての教育職員養成審議会の答申や中央教育審議会の答申をはじめ、様々な機会において取り上げられてきた。教師として必要な使命感、子ども理解力、子どもへの愛情、教職への愛着、教科等の専門的知識、幅広く豊かな教養、教育的実践力、生徒指導の知識・技能、地球的視野に立脚して行動する基本的能力、人間関係力、コミュニケーション能力等々が、教師の資質・能力として指摘されてきた。これらの資質・能力は時代や社会を超えて求められる基本的、共通的な側面とその時代や社会で特に要求される資質・能力の側面とがある。

既に述べた『今後の教員養成・免許制度の在り方について』の答申文では、これまで以上に変化の激しい時代に生きる教師に不断に求められる資質・能力として、教師の「学びの精神」が強調されている。しかしながら研究と修養に努め、専門性の向上をはかるという「学びの精神」には、職能開発としての教育・研究倫理に関わる具体的事項についての記述は存在しないのである。

「学びの精神」という新しい資質・能力の必要性が指摘されたことは、これまでにない視点であり、高く評価できる事項である。それ故、この「学びの精神」の具現化への一つのプロセスとして、教育・研究倫理、さらには誠実性という脈絡のなかで今後、一層、教師の資質・能力の問題が明確化されることを望むものである。幸い、答申文では、「教職課程の質的水準の向上」の既述の中に、大学自身の教職課程の改善・充実へ向けた主体的な取り組みへの整備の必要性が指摘されている。その取り組みへ向けた五つの方策の一つに、「教職実践演習（仮称）の新設・必修化」が提言されている。

しかもこの「教職実践演習（仮称）」は、教員として必要な資質・能力の最終的な形成と確認」という位置付けを示している。またこの「教職実践演習（仮称）」科目に法令上、四つの事項を含めることが適当と明示してある。1) 使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項、2) 社会性や対人関係能力に関する事項、3) 幼児・児童・生徒理解や学級経営等に関する事項、4) 教科・保育内容等の指導力に関する事項の四項目である。筆者は、これらの四項目に「教育・研究倫理に関する事項」を付加することを提言する。この件については、日中教師教育学術研究会集（佐々木、2006）において、提言し、日中双方の研究者からも賛同を得た。

また、日本学術会議の中に設置された日本学術会議教師の科学的教養と教員養成に関する検討委員会は、『これからの教師の科学的教養と教員養成について』（日本学術会議、2007）の報告書をまとめ、公表した。ここでは教師の科学的教養を「科学の専門的知識を実践の臨床知へと翻案し、科学的コミュニケーションを図る能力を有すること」と規定し、それについての専門的教養知の育成の必要性を指摘した。

その上、次世代教育を担う新しい時代の教師に必要な資質・能力の一つとして「科学的倫理の形成」を、教師の養成、採用、研修等の重点的強化として取り上げることの必要性を強調している。「学びの精神」が教師の資質・能力として付加されたことを考えるならば、「学びの精神」の具体的展開として「教育・研究の倫理」、とりわけ科学的、学問的誠実性の側面が、教師養成カリキュラムの中に明確に位置付けられねばならない、と考える。

## V. 内外の動向からみた教育・研究倫理綱領策定の背景と課題

ここでは教師の教育・研究倫理の問題と深く関わる科学者コミュニティの取組みを中心に述べてみる。筆者は2007年8月に日本保育学会の機関誌に「保育学研究と倫理の問題」（佐々木・秋田、2007）について執筆したので、その中から一部抜粋しながら研究倫理についての内外の動向を他の資料（佐々木、2007）とともに管見する。

わが国の科学者コミュニティを代表する日本学術会議は、2006年5月、関係研究機関や学協会等へ「科学者倫理の取扱いについて（依頼）」を発送し、「倫理綱領、行動規範の設置状況等」に関する調査を実施した。それらの調査結果をまとめ、2006年10月に科学者倫理

の確立へ向けた『科学者の行動規範について』の声明を発表した。本声明は社会から科学者コミュニティへの信頼の回復という喫緊の課題へ応えようとするものであった。それは科学者の研究不正行為の頻発への危機感と再発防止の対策を、関連諸機関へ要請した強いメッセージでもあった。しかも「社会の信頼と負託」「主体的、自律的な科学研究」「科学の健全な発展」等の根幹となる科学研究上の理念に依拠して作成された『科学者の行動規範について』は、「すべての学術分野に共通する必要最小限の倫理規範である」ことを、殊更強調した声明書でもあった。

ところでこの声明書の参考資料によると、全国の大学、研究機関、学協会を対象とした質問紙調査の結果、倫理綱領策定済みの機関等は13.3%、作成中および検討中は42.4%、両者をあわせると55.7%であるが、制定予定のない機関等は41.3%にも達していた。現在はこれらの数字に変動が起きていると思われるが、策定予定のない研究機関等の数字の多さに驚きを禁じ得ない。

日本学術会議では上記声明書の他にも、『科学における不正行為とその防止について』（2003年6月）や『科学におけるミスコンダクトの現状と対策—科学者コミュニティの自律に向けて—』（2005年7月）等の報告書、さらにはわが国全体の科学技術政策について、各省庁よりも高い立場から企画、立案、総合調整を行う内閣府の総合科学技術会議の『研究上の不正に関する適切な対応について』（2006年2月）、文部科学省の科学技術・学術審議会による『研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて』（2006年8月）、同じく文部科学省の研究費の不正対策検討会による『研究費の不正対策検討報告書』（2005年12月）等の報告書、さらには文部科学省研究振興局長名による「科学研究費補助金の不正受給及び不正使用等の防止について（通知）」の通達、その他、理化学研究所の『科学研究上の不正行為への基本的対応方針』（2005年12月）や産業技術総合研究所の『研究者行動規範』（2006年1月）等の報告書、文書が相次いで刊行された。

これらの動向を受け、学協会、大学、研究機関等も研究倫理の策定へ向けた動きを一段と加速化させ、前記の日本学術会議の調査時点よりも現時点の策定への対応は可成促進されていることが予想される。科学者の研究不正の要因が、倫理綱領の策定ないし研究倫理問題への関心の向上に大きな影響を与えたが、遡ってみれば1980年2月の日本学術会議で採択された「科学者憲章」は、倫理綱領的な方向性を示した憲章として高く評価されるものである。本文中には科学者として

の任務遂行にあたっての五項目の遵守事項が示されている。いずれも研究者の倫理に関連する基盤的な事項である。

一般にわが国の研究機関等による倫理綱領策定への動きが顕著になったのは、1998年以降である（日本学術会議、2006）。では何故、研究倫理問題を視野に入れざるを得なくなったのかについて、もう少し別な視点から考察する。またその背景にはどのような要因が存在するのか。ここでは研究者コミュニティの内的要因と外的要因という区分（岩本、1997）を参考に、これまで指摘されている要因等を再整理しながら、大局的な視点から新たな分析と考察を行ってみる。

まず研究者コミュニティの外的要因を考察すると、1）人権、福祉、ジェンダー等の人間性の根幹に関わる意識の社会的高揚、2）ポスト工業化社会への移行に伴う知識基盤型社会におけるシティズンシップの確立と教育の重視、3）個人情報保護に関する法律の施行による法的整備等が考えられる。他方、研究者コミュニティの内的要因として、1）従来の非日常性的研究の枠組みから社会的・日常的・実践的研究への要請と変化に伴い、研究の利害に関わる問題が鮮明化したこと、2）研究を取りまく環境の国際化に付随し、グローバル・スタンダードの価値基準が求められるようになったこと、3）競争的研究資金の獲得を中心とした研究要件の変化に伴い業績主義的研究評価が顕著になったこと、4）研究のミスコンダクト（捏造、改竄、盗用等）の顕在化、5）大学院生や若手研究者数の飛躍的拡大による教育・研究指導等の不十分な体制が進行したこと、等々の要因が推測される（佐々木、2007）。

研究倫理に関わる問題の顕在化現象は、内的、外的要因という枠組みの視点からだけでは分析・考察しにくいものであるが、内的要因に外的要因を含む一方、外的要因に内的要因を含むという視点から、相互関連的にとらえなければならない問題でもある。いずれにしても学協会をはじめ、研究諸機関は研究活動の量的、質的發展を目指すためにも、今日の研究環境を取りまく厳しい社会的現実を直視し、研究諸機関としての真摯な施策の典型が研究倫理綱領の策定であることを、強く自覚しなければならない。

## VI. 教育・研究倫理と学問的、科学的誠実性をめぐって

産業技術総合研究所の『研究者行動規範－研究の責任ある遂行に向けて－』（2006年1月）によると、科学

研究の倫理の根幹は正義感（justice）、社会性（social responsibility）、高潔性・誠実性（integrity）であると謳っている。正義性とは人類に貢献する姿勢、社会性とは社会の一員としての責任ある行動、高潔性・誠実性とは研究者としての正直な行動、と解説しているように、倫理綱領の中核をなす概念である。一方、当然のことながら学協会等の性格、目的、研究分野をはじめ、その国の歴史、文化、教育等によって綱領の条項の表現、内容の中核的力点、さらには綱領の構成方法、形態等に多くの相違がみられる。

ところでわが国の心理学系諸学会の研究倫理綱領の検討、作成等の段階で大きな影響を与えているのは、アメリカ心理学会（American Psychological Association：APA）の1992年版改訂の倫理綱領及び行動規範である（アメリカ心理学会著、富田・深澤共訳、1996）。2002年には第10回目となる改訂版（Knapp, S. & Vande Creek, L., 2003）が刊行された。APAの倫理綱領は専門職能集団と社会との「契約」であり、職能集団の会員に義務を課すものという。

また、APAの倫理綱領では、一般綱領（Principles）として、1）利益と被害の回避、2）忠実と社会的責任、3）誠実性、4）正義、5）人権と尊厳、から構成されている。なかでも誠実性に関わる一般綱領では、心理学の研究、教育、実践にあたり、正確、正直、真実の活動にしたがって追求していかねばならないことを強調する。イギリス心理学会（British Psychological Association：BPS）の倫理綱領においても、科学的誠実性の最高度の基準の下で研究すること、イギリス社会学会（British Sociological Association：BSA）の倫理宣言も、専門家としての誠実性の維持に努めること、またイギリス教育学会（British Educational Research Association：BERA）の倫理ガイドラインも、教育学研究の質への尊厳として誠実性の概念を規定している（Mc-Namee & Bridges, D. <ed.>, 2002）。いわば科学的、学問的誠実性とは研究の品性をあらゆる包括的概念である。したがって品性、品格の理念こそ、研究倫理の核心部分を構成する要因である。

さらに1999年6月26日から7月1日にかけて、ユネスコ（UNESCO）及び国際科学会議（ICSU）のもとにハンガリーのブダペストで開催された「21世紀のための科学：新たなコミットメント」世界科学会議（World Conference on Science）で採択された『科学と科学的知識の利用に関する世界宣言』（1999年7月）（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/////houdo/11/10/991004a.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/////houdo/11/10/991004a.htm)）の41項に、以下のような「倫理綱領の定立の必要

性」が規定されている。

「すべての科学者は、高度な倫理的基準を自らに課すべきであり、科学を職業とする者に対して、国際的な人権法典に記された適切な規範をもとにした倫理綱領が定位されなければならない。科学者の社会的責任は、彼らが高い水準の科学的誠実さと研究の品質管理を維持し、知識を共有し、社会との意思の疎通を図り、若い世代を教育することなど要求するものである。政治当局は、科学者によるこれらの行動を尊重しなければならない。科学教育のカリキュラムには、科学倫理、歴史、哲学、そして科学の文化的影響に関する課程が含まれるべきである。」

文部科学省のユネスコ国内委員会や日本学術会議は、国際科学会議へ積極的な協力を行っており、国際科学会議は科学が直面している様々な問題解決へ向け、戦略的な行動を含めた人類全体へ奉仕するための、新たなコミットメントについて討議することを目的とした会議である。世界科学会議の世界宣言にも、科学者の社会的責任として「高い水準の科学的誠実さと研究の品質管理」の維持を上げ、しかも科学倫理の教育を科学教育のカリキュラムとして位置付ける必要性を強調している。

## VII. 教育・研究倫理の教育と文化

米国科学アカデミー (National Academy of Sciences) は、1989年に学部生や大学院生へ向けて『科学者であること (On Being a Scientist—responsible conduct in research—)』を刊行し、その6年後の1995年に新版を発行した。因に日本では『科学者をめざす君たちへ—科学者の責任ある行動とは—』の題名で、池内了氏によって新版が翻訳されている (1996)。本書は、「研究倫理の授業」「研究方法や研究傾向に関する授業」「科学史、科学と社会、科学哲学の授業」等の大学での授業、さらには「研究所や大学が倫理規範や綱領を検討するための会合」等で活用されることを想定して、執筆されている。

2007年2月、東京で経済協力開発機構 (OECD) と文部科学省の主権によって、「科学の公正性確保と不正行為防止のための専門家会合」が開催され、OECD加盟国はじめ中国、インド、イスラエル等の計23か国が参加した ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/kokusai/bunsyo/07030115.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kokusai/bunsyo/07030115.htm))。

この会議では論文やデータの捏造 (Fabrication：存在しないデータ、研究成果等の作成)、改竄

(Falsification：研究資料・機器・過程の変更操作によって、研究活動のデータや結果を真正でないものに加工)、盗用 (Plagiarism：他人のアイデア・分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語等について、当該研究者の了解なく、あるいは適切な表示をせずに使用) を、不正行為 (QRP：Questional Research Practice)、つまり「データを過剰に解釈すること、過剰に装飾された研究提案書の作成、過剰に装飾された研究成果等の発表等」は、厳密に言えば不正行為とはいえないが、科学の公正性の確保から見れば、今後、対策として検討すべき懸案であると考えられる国が多かったという。その上、研究の公正性の確保と不正防止へ向け、なかでも若手研究者や学生等への倫理教育の重要性を主張する国が、極めて多数であった、という。

一方、アメリカ大統領府の科学技術政策局 (OSTP：Office of Science and Technology Policy) は、「研究の不正行為に関わる連邦政府規律」を2000年12月6日に採択した (ステネック, N. H. 著, 山崎茂明訳, 2005；OSTP：[http://www.ostp.gov/html/001207\\_3.html](http://www.ostp.gov/html/001207_3.html))。1992年に設立された不正防止機関である米国保健福祉省の研究公正局 (ORI：Office of Research Integrity) は、『ORI研究倫理入門—責任ある研究者になるために—』 (ステネック, N. H. 著, 前出) を2003年に刊行した。既述の米国科学アカデミー編の『科学者をめざす君たちへ』と同様、本書も不正防止のための倫理教育のテキストであり、研究者のみでなく学生、ポスドク等を対象として執筆されている。

わが国においても文部科学省 (2006)、日本学術会議 (2005) をはじめ、岩本 (1997)、酒井 (2006)、札野 (2007)、佐々木 (2006, 2007) らによって、学部教育や大学院教育での研究倫理教育の必要性が指摘されている。

1992年に採択され、その後2回の改訂が行われたアメリカ教育学会 (American Educational Research Association：AERA) の倫理基準 (秋田・恒吉・佐藤編, 2005, AERA, 2000) によると、指針基準第6章は前文と6項から構成されている。これは教育研究者によって指導を受ける学生や大学院生を支援し、援助や専門的助言等を与える責任について述べた基準の条文である。その第3項を以下に引用してみる。

「教育研究者は、学生と学生研究者に、研究の倫理的次元に関する情報提供を行い、彼らが倫理基準に基づいて研究を実践することを奨励し、問題のあるプロジェクトを回避する支援を行うべきである。」 (訳文は秋田・恒吉・佐藤編の著書による)

AERAの倫理基準は、同僚との議論を刺激し、道徳的信念によって自発的な遵守を喚起する「教育的文書」(educational document)として採択されたものである(AERA, 1992)。

アメリカの各大学には、学生や大学院生の科学的不正防止の規律(academic integrity/dishonesty policy)が整備されており、剽窃やカンニング防止へ向けた対策が行われている(例えばUCIrvineのPreventing Student Academic DishonestyやWest Virginia Univ.のAcademic Integrity/Dishonesty Policy等。これらは当該大学のホームページで閲覧できる)。こうした対策は科学上の不正問題が大学の主要課題の一つとなっており、しかも多数の学生に不正行為が蔓延していることを反映したものである(Whitley, Jr. B.E. and Keith-Spiegel, P., 2002)。大学における学生の不正行為を防止するために、一人ひとりが学問に対する誠実性をもって、学校文化を創り上げねばならない、という主張が指摘されるほど、緊急の課題となっている(Lathrop, A. and Foss, K., 2005)。

わが国においても多くの大学は試験時におけるカンニングや不正の防止規程を学則の中に入れていますが、科学的、学問的誠実性の教育、さらにそれへ向けた教育プログラムを開発し、大学の教育課程の中に明確に導入することが必要である。科学的、学問的誠実性は、大学教育と研究の主要課題であり、大学文化を構成する主要因ともいえるものである。

## 文 献

- アメリカ心理学会(富田政利・深澤道子訳)(1996), サイコロジストのための倫理綱領および行動規範, 日本心理学会.
- 秋田喜代美・恒吉僚子・佐藤学編(2005), 教育研究のメソドロジー, 東京大学出版会.
- American Educational Research Association (2000, revised), Ethical Standard of the American Educational Research Association.
- 米国科学アカデミー編(池内了訳), (1996), 科学者をめざす君たちへ, 化学同人.
- British Educational Research Association Ethical Guidelines. In McNamee, M. and Bridges, D. (ed.) (2002), The Ethics of Educational Research. Blackwell Publishing. pp.251-255.
- British Psychological Society Code of Conduct : A Code of Conduct for Psychologists. In McNamee, M. and Bridges, D. (ed.) (2002), The Ethics of Educational Research. Blackwell Publishing. pp. 245-250.
- British Sociological Association : Statement of Ethical Practice. In McNamee, M. and Bridges, D. (ed.) (2002) The Ethics of Educational Research. Blackwell Publishing. pp.235-244.
- 札幌野順(2007), 科学の教育と科学者教育, 学術の動向, 1月号, pp. 34-36.
- ギデンス, A. (佐和隆光訳)(1999), 第三の道, 日本経済新聞社.
- 岩本健良(1997), 社会制度としての研究倫理—アメリカ社会学会の実例と日本の社会学者の課題—, 理論と方法, vol. 12. No. 1, pp.69-84.
- 科学技術・学術審議会(2006), 研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて, 文部科学省.
- 研究費の不正対策委員会(2005), 研究費の不正対策検討報告書, 文部科学省.
- Knapp, S. and VandeCreek, K. (2003), A Guide to the Revision of the American Psychological Association's Ethics Code. Professional Resource Press.
- 小玉重夫(2003), シティズンシップの教育思想, 白澤社.
- Lathrop, A. and Foss, K. (2005), Guiding student from cheating and plagiarism to honesty and integrity. Libraries Unlimited.
- 日本学術会議(1980), 科学者憲章.
- 日本学術会議(2003), 科学における不正行為とその防止について.
- 日本学術会議(2005), 科学におけるミスコンダクトの現状と対策.
- 日本学術会議(2006), 科学者の行動規範について.
- 日本学術会議(2007), これからの教師の科学的教養と教員養成の在り方について.
- OECD(奥田かんな訳)(2001), 教師の現職教育と職能開発, ミネルヴァ書房.
- OECD・文部科学省(2007), 科学の公正性確保と不正防止行為防止のための専門家会合(東京).
- OSTP (Office of Science and Technology Policy), (2000), Federal Policy on Research Misconduct.
- 理化学研究所(2005), 科学研究上の不正行為への基本的対応方針.
- 酒井邦嘉(2006), 科学者という仕事, 中公新書.
- 産業技術総合研究所(2006), 研究者行動規範.
- 佐々木保行(2005), 保育者の職能開発—実践・研究活

- 動における保育者の倫理一，保育学研究，第43巻，第2号，pp. 168-169.
- 佐々木保行（2006），教師論の新しい知の開発，第2回  
日中教師教育学術研究集会論文集，pp. 36-38.
- 佐々木保行（2007），いま，何故，「研究倫理」が要請されるのか，日本保育学会第60回大会論文集，pp. 36-37.
- 佐々木保行・秋田喜代美（2007），保育学研究と倫理の問題，保育学研究，第45巻，第1号，pp. 70-78.
- 佐和隆光（2003），日本の「構造改革」，岩波新書.
- 佐和隆光・藤田英典（2004），教育の機会平等が崩れる，世界，10月号，pp.56-64.
- 世界科学会議（1999），科学と科学的知識の利用に関する世界宣言.
- 世界科学技術会議（2006），研究上の不正に関する適切な対応について，内閣府.
- ステネック，N. H.（山崎茂明訳）（2005），ORI研究倫理入門，丸善.
- Whitley, Jr. B. E. and Keith-Spiegel, P.(2002), Academic dishonesty, Lawrence Erlbaum Association.

（平成19年11月28日受理）